

特別養護老人ホーム清風苑（長期入所）利用料金表

令和6年4月1日料金改定
介護老人福祉施設（1日あたり）

【介護保険適用分】：単位数

①基本料金（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	589	659	732	802	871

②加算料金（該当する項目について加算されます）

加算事項	単位数または割合	該当項目
日常生活継続支援加算	36	○
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	○
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	○
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	○
生活機能向上維持加算（Ⅰ）	3ヶ月毎に月100	
生活機能向上維持加算（Ⅱ）	月200	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	月20	
個別機能訓練加算（Ⅲ）	月20	
ADL維持等加算（Ⅰ）	月30	○
ADL維持等加算（Ⅱ）	月60	
若年性認知症入所者受入加算	120	○
専従常勤医師配置	25	
精神科医師指導	5	
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26	
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41	
入院・外泊時費用	246	○
外泊時在宅サービス利用費用	560	
初期加算	30	○
退所時栄養情報連携加算	月70	○
再入所時栄養連携加算	200	○
退所前訪問相談援助加算	1回460	○
退所後訪問相談援助加算	1回460	○
退所時相談援助加算	400	○
退所前連携加算	500	○
退所時情報提供加算	250	○
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	月100	○
※令和7年4月1日からは	月50	
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	月5	
栄養マネジメント強化加算	11	○
経口移行加算	28	○

経口維持加算（Ⅰ）	月 4 0 0	○
経口維持加算（Ⅱ）	月 1 0 0	○
口腔衛生管理加算 1（Ⅰ）	月 9 0	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	月 1 1 0	
療養食加算	6	○
特別通院送迎加算	月 5 9 4	
配置医師緊急時対応加算（勤務時間外）	1 回 3 2 5	
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	1 回 6 5 0	
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1 回 1 3 0 0	
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日以前 3 1～4 5 日）	7 2	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡前 4～3 0 日）	1 4 4	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡以前 2～3 日）	6 8 0	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日）	1 2 8 0	○
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日以前 3 1～4 5 日）	7 2	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡前 4～3 0 日）	1 4 4	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡以前 2～3 日）	7 8 0	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日）	1 5 8 0	
在宅復帰支援機能加算	1 0	○
在宅・入所相互利用加算	4 0	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	月 1 5 0	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	月 1 2 0	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月 3	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月 1 3	○
排せつ支援加算（Ⅰ）	月 1 0	○
排せつ支援加算（Ⅱ）	月 1 5	○
排せつ支援加算（Ⅲ）	月 2 0	○
自立支援促進加算	月 2 8 0	○
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	月 4 0	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	月 5 0	○
安全対策体制加算	1 回 2 0	○
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	月 1 0	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	月 5	
新興感染症等施設療養費	2 4 0	○
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	月 1 0 0	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月 1 0	○
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月所定単位数×83/1000	○
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	月所定単位数×60/1000	

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	月所定単位数×33/1000	
介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）	月所定単位数×27/1000	○
介護職員等特定処遇改善（Ⅱ）	月所定単位数×23/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算	月所定単位数×16/1000	○

③減算事項（該当する項目について減算されます）

減算事項	減算割合または単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	$\frac{97}{100}$
入所者の数が入所定員を超える又は介護・看護職員または介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	$\frac{70}{100}$
身体拘束廃止未実施減算	$\frac{-10}{100}$
安全管理体制未実施減算	- 5
高齢者虐待防止措置未実施減算	$\frac{-1}{100}$
業務継続計画未策定減算	$\frac{-3}{100}$
栄養管理の基準を満たさない場合	- 14

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分（7級地）として1014/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を除く合計を2倍（3倍）にした数に、介護職員処遇改善加算率、介護職員等特定処遇改善率、介護職員等ベースアップ等支援加算率を個別にかけて地域区分（7級地）として1014/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証（1～3割）にてご確認ください。

【保険適用外】単位：円

食費	第4段階 1,870 第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300
居住費	第4段階 855 第3段階② 370 第3段階① 370 第2段階 370 第1段階 0
日用品費	130
預かり金品管理費	60
持込電気製品電気代	60（1品あたり）
行事参加費	1回 200～500（外出、施設内行事等参加ごと）
その他費用	医療費、理美容費、私物や嗜好品の購入、提供食以外の希望食等については実費負担となります。

※居住費・食費については、収入等によって下記の減免措置が受けられる場合があります。

※費用基準額は下記のとおりです

負担段階	主な対象者		食費	居住費
第1段階	・生活保護受給者	預貯金額要件なし	300	0
	・世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円 以下		
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円以下	かつ、預貯金等が 単身で650万円 夫婦で1,650万円 以下	390	370
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が 単身で550万円 夫婦で1,550万円 以下	650	370
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）120万円超	かつ、預貯金等が 単身で500万円 夫婦で1,500万円 以下	1,360	370
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		1,870	855

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額